

今後の
住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム
標準仕様書の修正点（案）

令和 5 年 8 月 4 日

目次

1. 全国意見照会における受領意見数概要
2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点
3. (参考) 前回検討会で提示した修正事項
4. その他の意見を踏まえた修正点

1. 全国意見照会における受領意見数概要

- 各仕様書において、受領意見数を下記に示します。

全国照会意見内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	対応なし	保留	重複等
住民記録システム	157	6	2	25	0	124
印鑑登録システム	15	1	0	6	0	8

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容







#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>行政事務標準文字※1の市区町村間における連携方法の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> QRコードについては、転出証明書の内容を示すQRコードを印字することとしているが、当該QRコードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合には、行政事務標準文字図形名を示すQRコードも印字することとする。 <p>(前回の検討会における行政事務標準文字図形名を転出証明書に印字する案に比べ、職員が目視及び手入力する作業がなくなり、職員の負担を軽減し、入力誤りを避けることができる。)</p>	<p>20.3.2 転出証明書 【実装必須機能】</p> <p>転出証明書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 転出証明書に<u>転出証明書の内容を示すQRコード</u>を印字すること。 <u>また、当該QRコードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示すQRコードを印字すること。</u></p> <p>転出証明書の末尾には、認証文を記載できることとし、複数枚に及ぶ場合には、最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>10.8（CSV形式のデータの取込）に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしており、この機能は、転出証明書に印字されたQRコードを読み取ったCSV形式のデータを取り込むことも想定している。ただし、QRコードにより転出証明書に記載のデータを取り込んだ場合においても、法令の規定に基づき、署名又は記名押印された書面で行うことが必要とされている点に留意する必要がある。</p> <p>しかし、転出証明書へのQRコードの印字については、QRコード化する主体（転出地市区町村）とそれを使う主体（転入地市区町村）が異なり、転出地市区町村でQRコードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。</p> <p>なお、QRコードリーダーを備えるかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。</p>

※1 行政事務標準文字【ぎょうせいむひょうじゅんもじ】.....文字情報基盤により整備された文字セット（MJ）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セットのこと。デジタル庁にて、「MJ+」と名付けられていた文字セットの正式名称として、当該名称に決定となった。

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																		
1	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 転出証明書レイアウトについて、転出証明書の内容を示すQRコードと、当該QRコードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示すQRコードの二種類を印字する帳票レイアウト及び諸元表に修正する。 <p>※諸元表については次頁にて提示</p>	<p>20.3.2 転出証明書 (レイアウト)</p> <table border="1"> <tr> <td>届出日</td> <td>令和元年12月3日</td> <td>転出予定年月日</td> <td>令和元年12月4日</td> </tr> <tr> <td>転出先住所</td> <td colspan="3">東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</td> </tr> <tr> <td>転出前住所</td> <td colspan="3">東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>転出前の世帯主</td> <td colspan="3">住民 太郎</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【留意事項】 共通及び個人の転出証明書内容のQRコードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字をすべて「?」に変換すること。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【留意事項】 ・共通及び個人の転出証明書内容のQRコードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字（「?」に置き換えられた文字）があった場合に行政事務標準文字図形名をQRコードを用いて照会する例を示している。</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>氏名 住民 太郎</p> <p>転出証明書内容)</p>  </td> <td style="width: 50%;"> <p>氏名 ZHANG YULN 張 玉蓮</p> <p>転出証明書内容)</p>  </td> </tr> </table>	届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日	転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号			転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2			転出前の世帯主	住民 太郎			<p>氏名 住民 太郎</p> <p>転出証明書内容)</p> 	<p>氏名 ZHANG YULN 張 玉蓮</p> <p>転出証明書内容)</p> 
届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日																	
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号																			
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2																			
転出前の世帯主	住民 太郎																			
<p>氏名 住民 太郎</p> <p>転出証明書内容)</p> 	<p>氏名 ZHANG YULN 張 玉蓮</p> <p>転出証明書内容)</p> 																			

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	住民記録システム標準仕様書修正内容											
	20.3.2 転出証明書（諸元表）											
	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ	最小フォントサイズ	その他編集条件
1	QRコード共通	J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の転出証明書情報通知レイアウトのうち、世帯共通部分をCSVにて出力 ○ 転出証明書情報送信(838Y)の該当項目： 項番8 あたらしい住所 ～ 項番21 対象となる人数 ○データレイアウト： あたらしい住所市町村コード,あたらしい住所,いままでの住所市町村コード,いままでの住所,いままでの世帯主漢字,代表者役職名,代表者氏名漢字,転出届出年月日,転出予定年月日,対象となる人数 ○サンプルをデータにした例： 13103,東京都港区虎ノ門2-2-1,13101,東京都千代田区霞が関2-1-2,住民 太郎,△△長（職務代理者）,○○ ○○字,20200701,20200702,2	-	-	QRコード	-	-	中央左	-			JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル： L(7%) あるいは M(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm 以上 文字コード：半角 ASCIIと全角SJIS（ 縮退せず、SJISで符号 可能なJIS X0208と一意 に変換できない字を すべて「？」に変換する ことSJISで表現できない 文字は？に置き換える。）
	【転出証明書内容】	枠の最上部に記載、左詰め【】で囲う	1	二	全角	9	二	左	二	9		
	QRコード共通 行政事務標準文字用	転出証明書内容のQRコード共通において、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字（「？」に置き換えられた文字）があった場合、該当の文字をデータ項目の順目つ項目内に表記されている順に行政事務標準文字用形名を用いて示すQRコードを印字 当該QRコードは「QRコード共通」より小さいサイズにて印字 ○サンプルをデータにした例： MJ123456,GJ987654	二	二	QRコード	二	二	右	二			JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル： L(7%) あるいは M(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm 以上 文字コード：半角 ASCII
	【行政事務標準文字用形名】	「QRコード共通行政事務標準文字用」を印字する場合のみ、枠の最上部に記載、右詰め【】で囲う	1	二	全角	13	二	右	二	9		

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	住民記録システム標準仕様書修正内容											
	20.3.2 転出証明書（諸元表）											
	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行※	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ	最小フォントサイズ	その他編集条件
1	QRコード個人	J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の転出証明書情報通知レイアウトのうち、個人部分をCSVにて出力 ○ 転出証明書情報送信(838Y)の該当項目：項番22転出者情報 ~ 項番67旧氏かな ○ データレイアウト： 住民票コード、(中略)、旧氏かな ○ サンプルをデータにした例： 12345678901,123456789012,住民 太郎,じゅうみん たろう,4,19900101,1,02,13101,東京都千代田区霞が関2-1,住民 太郎,1,0,1357924680,2,2,1,1, /// //////////////////////////////////	世帯員分	-	QRコード	-	-	申央左	○			JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル： L(7%) あるいは M(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm 以上 文字コード：半角 ASCIIと全角SJIS（ <u>縮退せず、SJISで符号可能なJIS X0208と一意に変換できない字をすべて「？」に変換することSJISで表現できない文字は「？」に置き換える。</u> ）
	【転出証明書内容】	枠の最上部に記載、左詰め【】で囲う	世帯員分	-	全角	9	-	左	-	9		
	QRコード個人 行政事務標準文字用	転出証明書内容のQRコード個人において、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字（「？」に置き換えられた文字）があった場合、該当の文字をデータ項目の順目つ項目内に表記されている順に行政事務標準文字図形名を用いて示すQRコードを印字 当該QRコードは「QRコード個人」より小さいサイズにて印字 ○ サンプルをデータにした例： MJ123456,GJ987654	世帯員分	-	QRコード	-	-	右	-			JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル： L(7%) あるいは M(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm 以上 文字コード：半角 ASCII
	【行政事務標準文字図形名】	「QRコード個人行政事務標準文字用」を印字する場合のみ、枠の最上部に記載、右詰め【】で囲う	世帯員分	-	全角	13	-	右	-	9		

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p>行政事務標準文字の照会について、行政事務標準文字図形名からの文字照会機能を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 転出証明書においてQRコードから行政事務標準文字図形名を取得できる機能を追加したことから、行政事務標準文字図形名から文字の照会ができる機能を標準オプション機能とした。 	<p>2.2.3 文字コード照会等</p> <p>【実装必須機能】 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、文字コードの照会ができること。</p> <p>【標準オプション機能】 <u>行政事務標準文字の照会については、行政事務標準文字図形名から文字の照会ができること。</u></p> <p>【考え方・理由】 戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要である。OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大鏡機能を備えているとは限らないため、機能として必要。 単に文字イメージの拡大のみではなく、統一文字コード等の文字コードも確認できる方が良い。 <u>また、転出証明書におけるQRコードから行政事務標準文字図形名を取得できる機能を追加したことを踏まえ、行政標準文字図形名から文字の照会ができる機能を標準オプション機能とした。</u></p>

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
3	<p>移動端末設備に関する定義を追加</p> <ul style="list-style-type: none">標準仕様書内で用いる用語「移動端末設備」に関する定義を「第7章 用語」に追加する。	<p>第7章 用語</p> <p><u>移動端末設備……利用者の電気通信設備であって、移動する無線局の無線設備であるものをいう。電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロを参照。</u></p>

- 印鑑登録証明事務処理要領改正（利用者証明用電子証明書のスマホ搭載）に伴う印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
1	<p>印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード用」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいて用いるシリアル番号は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを追記する。 	<p>5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。</p> <p>この場合、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受けシリアル番号を登録できること。</p> <p>また、<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書が再発行された際、及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>シリアル番号の読み込みは本人が暗証番号を入力した場合を想定している。</p> <p>利用者証明用電子証明書の有効期限切れや個人番号カードの再交付等に伴い利用者証明用電子証明書が更新された上で、当該利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付請求があった場合、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認のうえ、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>当該利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み、再登録（<u>個人番号カード用</u>当該利用者証明用電子証明書のシリアル番号を修正）できることとした。</p> <p>このことにより、利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等の際には、従前の印鑑登録情報を抹消する必要はない。</p> <p><u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード用」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいて用いるシリアル番号は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを明記している。</u></p>

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容																			
2	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることが可能であることを追記する。 	<p>第7章 用語</p> <p>印鑑登録証【いんかんとろうくしょう】……（中略）</p> <p>印鑑登録証等の種類とその概要を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="672 591 1818 1290"> <thead> <tr> <th colspan="2">印鑑登録証等の種類</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>券種</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑登録証</td> <td>紙・プラスチックカード等</td> <td>券面に登録番号を記載</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録者識別カード</td> <td>登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 磁気又は集積回路に必要な事項を記録 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）</td> <td>個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）</td> <td> 条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要 </td> </tr> <tr> <td>個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）</td> <td> 印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。 </td> </tr> <tr> <td>有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）</td> <td></td> <td> 条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	印鑑登録証等の種類		概要	券種	区分	印鑑登録証	紙・プラスチックカード等	券面に登録番号を記載	印鑑登録者識別カード	登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード	<ul style="list-style-type: none"> 磁気又は集積回路に必要な事項を記録 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。 	個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）	条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）	印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。	有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）		条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施
印鑑登録証等の種類		概要																			
券種	区分																				
印鑑登録証	紙・プラスチックカード等	券面に登録番号を記載																			
印鑑登録者識別カード	登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード	<ul style="list-style-type: none"> 磁気又は集積回路に必要な事項を記録 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。 																			
個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）	条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要																			
	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）	印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。																			
有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）		条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施																			

4. その他の意見等を踏まえた修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>【住民票の写し（個人）】</p> <p>省略指定が可能な事項の修正・通称の記載及び削除に関する事項、備考の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の場合における省略の指定ができる事項について、「5.1 証明書記載事項」の記載に平仄を合わせ、省略の指定ができる事項として、修正する。 通称の記載及び削除に関する事項や備考について、レイアウト及び諸元表において統合記載欄に記載するとして扱いに平仄を合わせ、統合記載欄として記載する事項として、修正する。 	<p>20.1.1 住民票の写し</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>(前略) 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民となった年月日 国籍・地域 <u>(※)</u> 法第30条の45に規定する区分 <u>(※)</u> 在留期間等 <u>(※)</u> 在留期間の満了の日 <u>(※)</u> 在留資格 <u>(※)</u> 在留カード等の番号 <u>(※)</u> <p>→通称の記載及び削除に関する事項</p> <p>※ 当該項目については、省略の指定ができること。</p> <p>統合記載欄に、異動履歴、<u>通称の記載及び削除に関する事項並びに備考</u>を記載できること。</p>

4. その他の意見等を踏まえた修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p>【住民票の写し（世帯連記式）】</p> <p>省略指定が可能な事項の修正・通称の記載及び削除に関する事項の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の場合における省略の指定ができる事項について、「5.1 証明書記載事項」の記載に平仄を合わせ、省略の指定ができる事項として、修正する。 世帯連記式における通称の記載及び削除に関する事項について、別紙として記載することとする。 	<p>20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>（前略）住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民となった年月日 国籍・地域 <u>(※)</u> 法第30条の45に規定する区分 <u>(※)</u> 在留期間等 <u>(※)</u> 在留期間の満了の日 <u>(※)</u> 在留資格 <u>(※)</u> 在留カード等の番号 <u>(※)</u> <p>→通称の記載及び削除に関する事項</p> <p>※ 当該項目については、省略の指定ができること。</p> <p>統合記載欄に、異動前の前住所（転居による直前の住所に限る。）及び当該異動の年月日を記載できること。 <u>また、別紙として通称の記載及び削除に関する事項を記載できること。</u></p>

4. その他の意見等を踏まえた修正点

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																				
2	(続き) ・ 帳票レイアウトにおいても、通称の記載及び削除に関する事項のレイアウトを追加する。	<p>20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）（レイアウト）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">通称の記載及び削除に関する事項</p> <p>氏名 : ZHANG YULIN 張 玉蓮</p> <p>住民票コード : 1234 5678 902</p> <p style="text-align: right;">作成年月日:令和元年12月3日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>記載年月日</th> <th>記載市区町村名</th> <th>削除年月日</th> <th>削除市区町村名</th> <th>通称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成21年4月1日</td> <td>大阪府大阪市北区</td> <td>平成22年4月1日</td> <td>東京都千代田区</td> <td>住基 花子</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成22年4月1日</td> <td>東京都千代田区</td> <td></td> <td></td> <td>住民 花子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>以下余白]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">20191203 ●●区 本庁1 プリント001 011 3/3</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和●年●月●日</p> <p style="text-align: right;">●●●●長 職務代理者) 印</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">この印は黒色です</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> 通称の記載履歴がある場合は2枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要。) </div>	No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称	1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子	2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子	3	以下余白]					4						16					
No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称																																	
1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子																																	
2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子																																	
3	以下余白]																																					
4																																						
16																																						

4. その他の意見等を踏まえた修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																								
3	行政事務標準文字の定義を明記 <ul style="list-style-type: none"> 「MJ+」の文字セットの正式名称が「行政事務標準文字」として正式決定されたことから、用語修正および記載位置を変更する。 	第7章 用語 行政事務標準文字【ぎょうせいじむひょうじゅんもじ】 ……文字情報基盤により整備された文字セット（MJ）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セットのこと。 <u>「文字情報基盤」も参照のこと。</u>																								
4	除票用データベースの規定に関する参照先の変更 <ul style="list-style-type: none"> 除票用データベースについては別紙の除票用データベースとして個別に定義するのではなく、基本データリストにて定義することとしたため、記載を修正する。 	30.1 データ構造 【実装必須機能】 住民記録システムにおいて管理するデータについて、「データ要件・連携要件標準仕様書」に定めるデータを任意で出力できること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、「データ要件・連携要件標準仕様書」に従って最新のデータを送受信できること。 除票用データベースについては、本仕様書で定めるとおり標準化されたデータ構造に従うものとする。具体的な内容については「 <u>基本データリスト</u> 」別紙の除票用データベースのとおりとする。																								
5	転出証明書における仕様書版数の桁数を修正 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書版数について「第10.0版」に対応できるよう、桁数を6桁に修正 	20.3.2 転出証明書（諸元表） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>行数 (繰り返し)</th> <th>折り返し</th> <th>型</th> <th>桁数/ 行※</th> <th>和暦・ 西暦</th> <th>左寄せ・ 右寄せ</th> <th>文字 溢れの 対応</th> <th>基本 フォント サイズ</th> <th>最小 フォント サイズ</th> <th>その他編集 条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様書の版数</td> <td>記載例：「第4.1版」</td> <td>1</td> <td>無</td> <td>全角/半角</td> <td>65</td> <td>-</td> <td>左</td> <td>-</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>仕様書版数について「第10.0版」に対応できるよう、6桁に修正</p>	項目名	内容	行数 (繰り返し)	折り返し	型	桁数/ 行※	和暦・ 西暦	左寄せ・ 右寄せ	文字 溢れの 対応	基本 フォント サイズ	最小 フォント サイズ	その他編集 条件	仕様書の版数	記載例：「第4.1版」	1	無	全角/半角	65	-	左	-	9		
項目名	内容	行数 (繰り返し)	折り返し	型	桁数/ 行※	和暦・ 西暦	左寄せ・ 右寄せ	文字 溢れの 対応	基本 フォント サイズ	最小 フォント サイズ	その他編集 条件															
仕様書の版数	記載例：「第4.1版」	1	無	全角/半角	65	-	左	-	9																	

#3については、戸籍附票システム標準仕様書においても同様の修正を行う。

4. その他の意見等を踏まえた修正点

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容												
6	<p>成年被後見人の該当有無及び関連アラートの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3.1 異動・発行・照会抑止」で、コンビニ交付における証明書発行において、成年被後見人である場合に抑止を設定できることとしており、管理項目として「成年被後見人の該当有無」を保持する必要があることから、追加する。 異動処理や証明発行となる者が成年被後見人である場合には処理を継続するか確認することが想定され、代理による申請等である場合には処理を進めることができるよう、アラートを設ける。 	<p>1.1.1 戸籍の附票データの管理 【実装必須機能】 (前略) 【戸籍の附票のその他の項目】 ・<u>成年被後見人の該当有無</u> (後略)</p> <p>11.1 エラー・アラート項目 ○ アラート項目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th> <th>アラート項目</th> <th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> <th>関係する機能要件番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td><u>異動処理や証明書発行の対象となる者が成年被後見人の場合</u></td> <td><u>対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。</u></td> <td><u>1.1.1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th> <th>アラートとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td><u>成年後見人が代理で証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	5	<u>異動処理や証明書発行の対象となる者が成年被後見人の場合</u>	<u>対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。</u>	<u>1.1.1</u>	アラート番号	アラートとした考え方・理由	5	<u>成年後見人が代理で証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。</u>
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号											
5	<u>異動処理や証明書発行の対象となる者が成年被後見人の場合</u>	<u>対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。</u>	<u>1.1.1</u>											
アラート番号	アラートとした考え方・理由													
5	<u>成年後見人が代理で証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。</u>													